

島根県 中山間地域活性化計画

平成20年度(2008)－平成23年度(2011)

平成20年3月

 島根県



豊かな自然、文化、歴史に包まれた活力ある、安心して暮らせる
島根の中山間地域を目指して

本県の中山間地域は、豊かな自然や古くから育んできた文化を有し、地域住民の生活の場として、ゆったりとした居住環境を提供するなど、様々な魅力を持っています。

また、中山間地域における人々の農業や林業などの営みは、水源涵養などの環境保全を担い、その中から生まれる豊かな食材は、都市部の人々に安全安心な食を提供するなど、重要な役割も担っています。

しかしながら、本県の中山間地域においては、人口減少や高齢化が一層進行し、地域運営の担い手不足は深刻になり、資源管理や地域社会の存続が危ぶまれる状況になっています。特に小規模・高齢化した集落では、集落の活動が停止する恐れや、さらには存続さえも危ぶまれる場合があるなどの課題も生じています。

その一方で、この豊かな自然や文化、歴史に魅力を感じる都市部の若者のIターンや、地域づくりに活躍する高齢者の方々、NPO、ボランティア団体等の社会貢献活動も見られるようになってきています。

本県では、県民の総力を結集して活力ある島根を目指すため「島根総合発展計画」を策定し、その下部計画として中山間地域の活性化を推進するため、この「中山間地域活性化計画」を策定しました。今後、この計画の基本目標である、豊かな自然、文化、歴史に包まれた活力ある、安心して暮らせる島根の中山間地域の実現を目指して、積極的に取り組んでまいります。

平成20年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

第1章	計画の策定に当たって	
1	中山間地域の存在意義	1
2	計画の趣旨	2
3	計画の性格	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象地域	4
6	総力を結集した施策の推進	6

第2章	めざすべき中山間地域の将来像	
	めざすべき中山間地域の将来像	8

第3章	総合的な施策の展開	
	総合的な施策の展開	9

第4章	中山間地域の重点施策	
1	重点施策の全体像	10
2	重点施策	11
	Ⅰ 持続可能な地域社会の仕組みづくり	12
	Ⅱ 地域に活力を生む産業の振興	18
	Ⅲ 日常生活を支える諸機能の維持	26
	Ⅳ 農林地等の地域資源の維持・保全	32
3	成果指標等の設定と成果の公表	35

第5章	地域特性に応じた施策展開	
	地域特性に応じた施策展開	36

第6章	計画の推進体制	
	推進体制	39

資料		
	中山間地域の現状	41
	これまでの中山間地域対策	53

第1章

計画の策定に 当たって



1 中山間地域の存在意義

本県の中山間地域は、県土の大部分を占め、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場としても重要です。また、土砂流出・崩壊防止、水源かん養などの国土保全機能や環境保全機能等の多面的かつ重要な機能を担っています。さらに、豊かな自然や古くから育んできた文化を有し、ゆったりとした居住環境といった魅力も合わせて持っています。

近年では、ライフステージに応じた多様な生活スタイルを志向する人々が徐々に増加しています。特に都市部の団塊の世代を中心に、中山間地域が持つ豊かな自然や、文化、伝統の良さを認め、農山漁村のゆったりとした生活に魅力を感じる人が増えています。中山間地域はこのような人々に対して、第二のふるさとや新しい生活の場を提供することができます。

世界に目を向けると、近い将来において、人口の急激な増加や異常気象などによりエネルギーや食料の不足、環境の悪化が懸念されます。今後、我が国も大きな影響を受けることが予想され、問題解決に向けて中山間地域が大きな役割を担うことが期待されます。

さらに、総人口が減少し、少子・高齢化が一層進む我が国において、都市部に先んじてこれらの傾向が顕著に現れた中山間地域は、今後の社会システムのあり方を示す先進的な地域としての役割を果たすことも期待されています。



2 計画の趣旨

中山間地域は、前述したように多面的かつ重要な機能や魅力を有しています。

しかしながら、本県の中山間地域においては、若年層を中心に人口が流出し、高齢化が進んだことにより、地域運営の担い手不足は深刻になり、資源管理や地域社会の存続が危ぶまれる状況になりました。

このような状況を克服するため、本県では平成11年に制定した「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づき、平成13年に「島根県中山間地域活性化計画」を策定しました。

それ以降、産業や生活の基盤となる道路や下水道などの整備、地域社会の基礎的な単位である集落の活性化を図る「中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業」や「中山間地域元気な集落づくり事業」、地域資源を活用した産業振興や新たなコミュニティの形成をすすめる「中山間地域リーディング事業」など、各種施策を実施してきました。

その結果、一定の社会基盤整備が進んだほか、各地域の集落で都市住民との交流や農産物の加工販売のような様々な活動が始まったり、地域産業の振興やUターン者の定着が進んだりするなどの成果を上げてきました。

その一方で、人口減少や高齢化は一層進行しており、特に小規模・高齢化した集落では、集落の活動が停止する恐れや、さらには存続さえも危ぶまれる場合があるなど、新たな課題が生じています。

さらに、国、地方自治体の財政状況の悪化などにより、従来行政が担ってきた住民サービスがこれまでと同じレベルでは提供できなくなる状況も生じています。

本県では、このような現状を踏まえた上で、将来の中山間地域像を描き、新たな「中山間地域活性化計画」を策定することとしました。

今後はこの計画に基づき、活力ある、安心して暮らせる中山間地域の形成に向けて様々な施策を展開していきます。

3 計画の性格

- 1 この計画は、島根県中山間地域活性化基本条例第4条に基づき策定する計画です。
- 2 この計画は、「島根県中山間地域活性化基本構想」の理念を継承し、具体的に施策を実施するものです。
- 3 平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」の「基本構想編」及び「実施計画編」は本県の最も基本となる計画です。この基本構想編「第5章地域づくりの方向 3. 中山間地域における方向性」で中山間地域における政策推進の方向を示し、実施計画編に中山間地域活性化のための施策を盛り込んでいることから、この中山間地域活性化計画は総合発展計画を基本としつつ、更に重点的に取り組むための計画です。
- 4 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が平成21年度末には期限切れを迎えることから、抜本的な中山間地域対策として、新たな法律制定を要望しています。その中では、ソフト事業を実施するための基金造成などを提案していますが、この計画では、現時点の制度を前提にしつつ、先導的に取り組む施策を盛り込みます。
- 5 この計画は、県民の皆様はもとより県外にお住まいの方々にも、中山間地域の存在意義を再認識していただき、地域の活性化に向けて積極的な参加を求めるものです。
- 6 この計画は、市町村や地域住民の皆さんに対して、中山間地域の活性化についての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取り組みを行っていただくよう期待するものです。

4 計画の期間

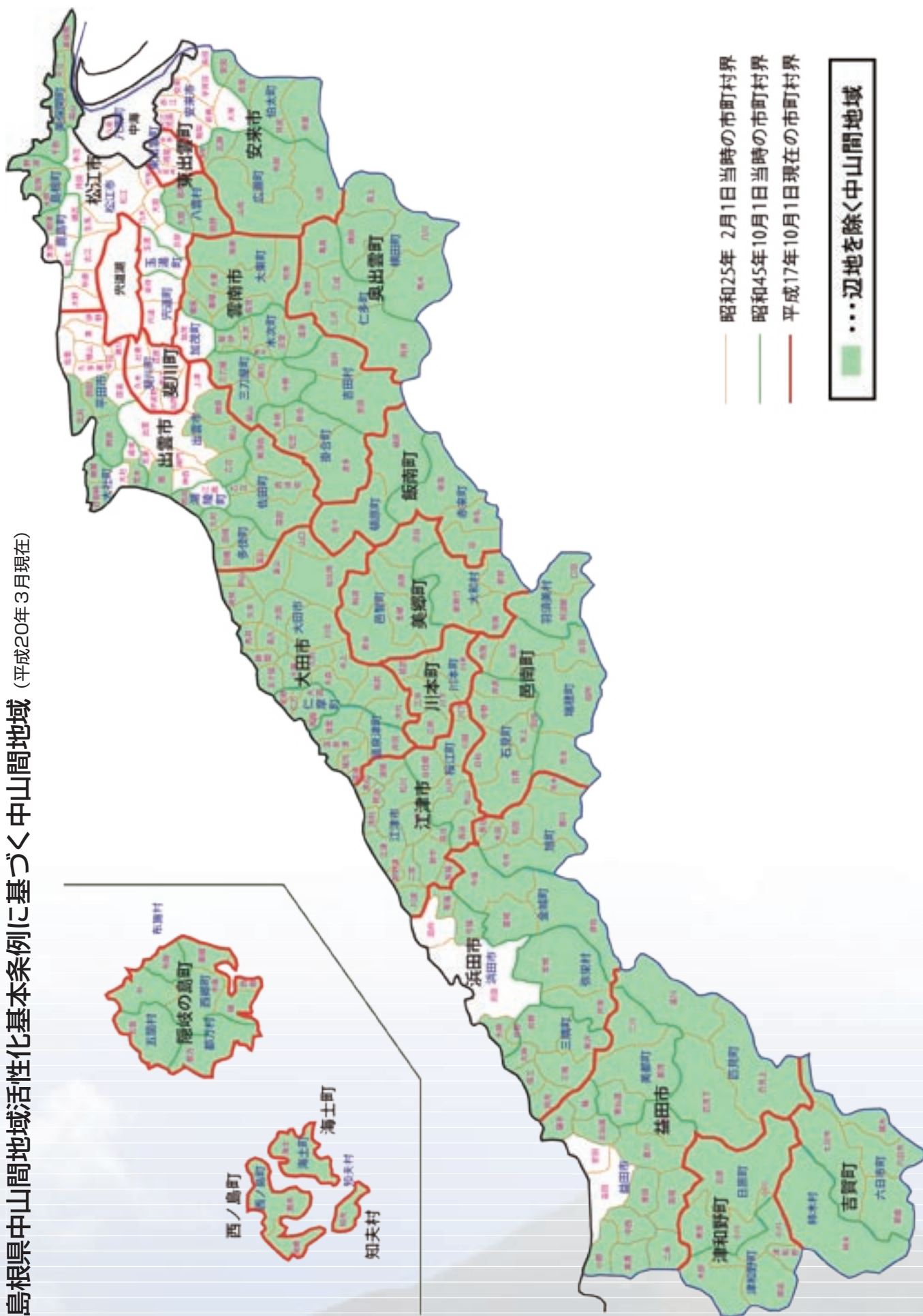
**島根総合発展計画(実施計画)の計画期間に合わせて
平成20(2008)年度から平成23(2011)年度
までの4年間とします。**

5 計画の対象地域

この計画の対象となる地域は、「島根県中山間地域活性化基本条例」第2条に定める次の地域です。

- 1 過疎地域自立促進特別措置法 第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で第2条第1項に規定する過疎地域であった区域
- 2 特定農山村地域における農林等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 4 これらと同等に条件が不利である地域

島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域 (平成20年3月現在)



6 総力を結集した施策の推進

中山間地域の活性化に当たっては、地域住民や市町村の自主的取り組みを基本とし、地域住民、公民館やNPO法人、社会福祉協議会などの各種団体、市町村、県、県民等が密接な連携を図りながら、総力を結集して施策を実施していくものとします。

(1) 県の役割

県は、市町村や県民に対してはもとより、県外にお住まいの方々に対しても、中山間地域の活性化施策や中山間地域の持つ公益的機能等についての各種情報をあらゆる機会を通じて提供するとともに、中山間地域の存在意義についての理解増進を図ります。

また、横断的な推進体制を強化し、地域のニーズや実情に即した施策の構築を図り、関係団体や民間事業者等との連携の基に、地域住民や市町村の活性化に向けた主体的な取り組みへの重点的支援や大規模、広域的な基盤・施設等の整備、他地域への波及を念頭に置いた先導的、モデル的な取り組みの実践、支援を行います。

国に対しては、同様な課題を抱える他の県とも連携し、関連対策や制度の充実強化、規制緩和を含めた抜本的かつ総合的な対策の実施等について提案していきます。

(2) 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政主体として、個性的で魅力のある地域づくりや新たなコミュニティづくりを積極的に推進する責務があります。

このため、中山間地域対策を総合的に所管する部署の設置等、庁内の体制を整備し、地域の実態や住民ニーズの把握、住民の主体的取り組みの誘導等を行うとともに、関係団体や民間事業者等との連携を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することを期待します。

また、他の市町村との連携、協力を図りながら、広域的な取り組みによる効果的な地域活性化策を推進することが求められます。

（３）地域住民や関係団体等の役割

中山間地域の維持・活性化のためには、年齢・性別・出身地に係わらず全ての地域住民が、自らが地域づくりの主体であることを認識することが重要です。その上で、地域のさまざまな問題に対して関心を深め、相互に協力し合いながら、創意工夫を凝らした地域活動を展開するとともに、活動へ積極的に参加・協力し、元気のある明るい地域づくりを進めることを期待します。

また、都市住民等を体験活動やボランティア活動に積極的に受け入れ、地域活力の向上や公益的機能の維持保全を図ることが求められます。

NPO法人や社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所・商工会、郵便局などの関係団体には、今後とも行政あるいは団体相互、住民等との連携・協力を図りながら、地域の活性化に積極的に参画することが求められます。

（４）県民や県外にお住まいの方々の役割

中山間地域とその他の地域とは、中山間地域が国土保全や水源かん養、環境保全、やすらぎを感じる空間の提供など多面的な機能を担い、その他の地域は都市的機能を提供するという相互に補完・共生し合う関係にあります。

全ての県民の皆さんと県外にお住まいの皆さんには、こうした両者の補完・共生関係を認識するとともに、中山間地域の存在意義を共有し、公益的機能の保全についても、NPO活動やボランティア活動への参画などを通じ、共に守り、育てていくことを期待します。

第2章

めざすべき 中山間地域の将来像



この計画では、本県の中山間地域のめざすべき将来像を

.....
**豊かな自然、文化、歴史に包まれた
活力ある、安心して暮らせる
島根の中山間地域**

として掲げます。

.....
具体的には次のようなことが考えられます。

- 地域住民と都市住民が中山間地域の存在意義を共有し、中山間地域の豊かな自然が保全されることで、今後とも公益的、多面的機能が発揮され、都市と中山間地域が共生する社会が生まれます。
- 地域の内外から多様な主体が参画する新たな地域コミュニティが誕生し、地域の内外から多様な知恵や力を結集して、様々な地域活動が活発に行われています。
- 都市との交流が活発になり、地域資源を活用した新たな産業興しも進み、地域経済が活性化して新たな雇用の場も創出されます。
- 地産地消や売れる商品作りが進み、農林水産業の振興が図られることで、農林地が維持・保全され、新たな担い手も登場しています。
- 行政・医療・福祉・金融・商業などの生活機能が効率的に利用でき、生活交通が整備され、高齢者も安心して中山間地域での暮らしを楽しむことができます。
- 県内外の人々が、Uターンのほか、中山間地域で週末や好きな季節を過ごす二地域居住や中長期滞在など、それぞれのライフスタイルに応じて中山間地域や都市の間で生活の場を変えるなど、多様な生活スタイルが実現します。

第3章

総合的な 施策の展開

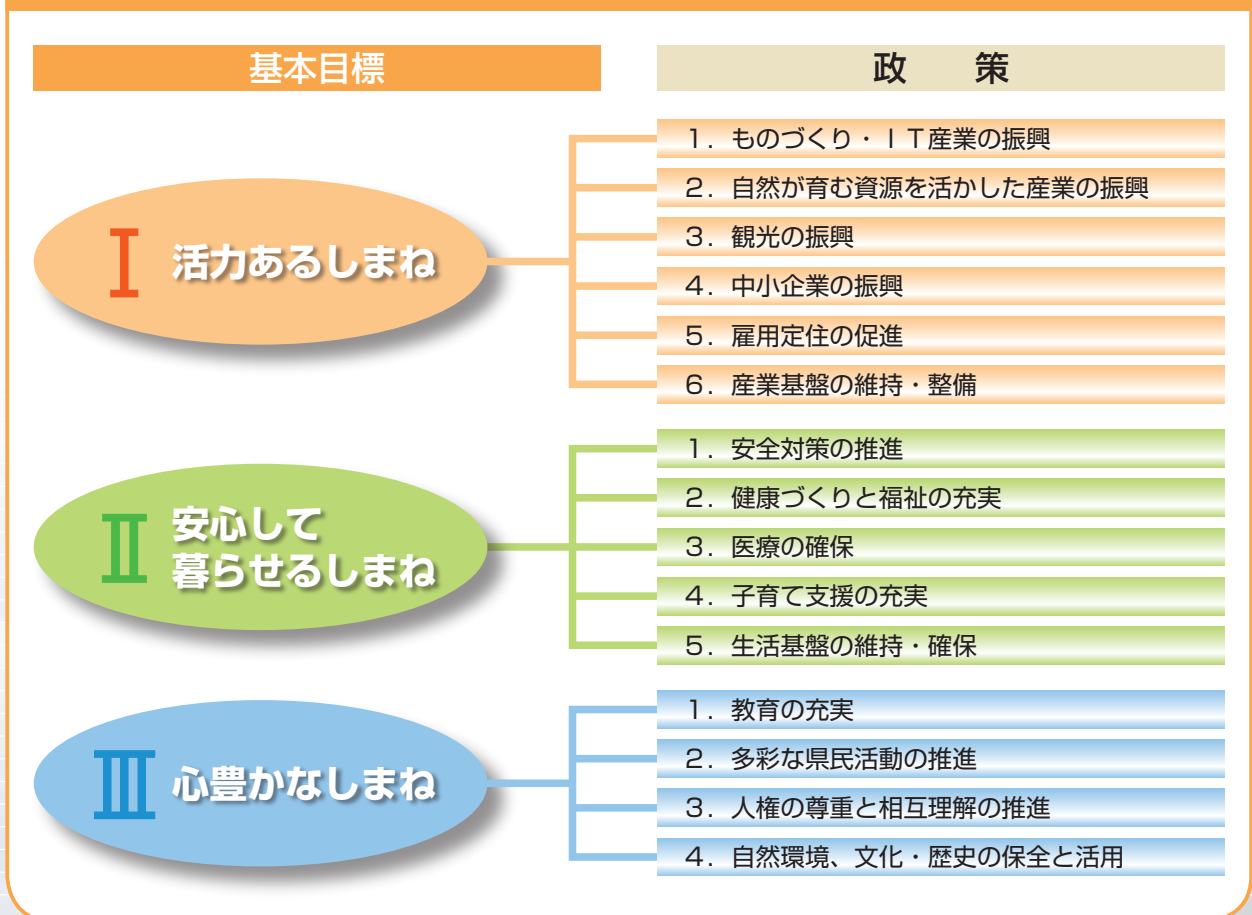


総合的な施策の展開

島根県では、平成20年3月に島根県総合発展計画を策定し、「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」を基本目標として、各種施策を展開します。

中山間地域の活性化は、商工業や農林水産業の振興、防災・治安対策、医療・福祉・教育の充実、自然環境・歴史文化の保全、道路や下水道等の社会基盤の整備等、県の施策のあらゆる分野に関連しています。このため、島根総合発展計画を基本として、中山間地域の活性化に資する施策を総合的かつ計画的に実施します。

島根総合発展計画の政策体系図



第4章

中山間地域の 重点施策



1 重点施策の全体像

中山間地域の活性化のためには、島根総合発展計画に掲げた、あらゆる分野に関連する施策を総合的に実施していくことが重要です。

その中でも、中山間地域が抱える「喫緊の課題」の解決に向けた4つの重点テーマのもとに位置付けた、早急に取り組むべき9つの重点施策について県の総力を挙げて推進します。

重点テーマ	重点施策
I 持続可能な地域社会の 仕組みづくり	①多様な主体の参画による、集落を超えた 新たな地域運営の仕組みづくり ②U I ターンの推進による担い手の確保 ③特に小規模・高齢化した集落の対策
II 地域に活力を生む 産業の振興	①地域資源を活用した産業の振興 ②農林水産業の担い手の確保・育成 ③都市との交流産業の振興
III 日常生活を支える 諸機能の維持	①生活に必要な機能の確保 ②地域生活交通の確保
IV 農林地等の 地域資源の維持・保全	①農林地等の地域資源の維持・保全

2 重点施策

重点テーマ

I

持続可能な地域社会の 仕組みづくり

喫緊の課題

- 中山間地域では、集落を社会共同生活の基礎的な単位とし、集落ごとに祭りなどの伝統行事や道路の草刈りなどの環境保全活動等に取り組んできました。しかし、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われており、既存の集落単位の取り組みだけでは地域を維持することが難しくなっています。
- 現在集落を支えている昭和一桁生まれの方々が、世代交代の時期を迎えていることから、今後、地域活動の担い手が急激に減少する可能性があります。
- 集落の中には、集落の人口が10人未満、全員が65歳以上といった、極端に小規模・高齢化した集落もあります。そのような集落では、集落の活動が停止する恐れや、さらには存続さえも危ぶまれる場合があります。
- 地域は、かつては濃密な人間関係を背景とする「地域力」によって支えられていましたが、今やその力を失いつつあります。
「地域力」・・・自治・自立の理念に基づく地域の底力
- また近年、市町村財政が一層厳しくなっており、従来どおりの支援が困難になってきています。

重点施策

- 1 多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり
- 2 U I ターンの推進による担い手の確保
- 3 特に小規模・高齢化した集落の対策



重点施策

1 多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり

取り組みの方向性

- 中山間地域を維持・活性化していくためには、これまで地域運営の中心であった集落の機能を補完する、新たな地域運営の仕組みをつくるのが最も重要です。
- 具体的には、地域住民やNPO法人、集落営農組織、企業、都市住民、行政など様々な主体が連携・協働し、担い手や運営資金など地域社会の機能を維持していくために必要な条件の確保が可能な範囲（集落を超えた、例えば小学校区単位などの広い範囲）で効率的・効果的な地域運営の仕組みをつくる必要があります。
- このため、多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりに積極的に取り組む市町村を重点的に支援し、さらには、その地域での取り組みを先導的なモデル事例として、他の地域へも波及させていきます。
- 地域運営に参画する様々な主体の活動を調整し、担い手、資金、地域資源の活用を経営的視点で総合的にマネジメントする中間組織や人材の確保が必要です。
そこで、地域運営を総合的にマネジメントする人材の確保・育成を支援するとともに、中山間地域研究センターの研究者をはじめとして、県の職員が専門的な見地からの助言を行います。
- また、多様な主体の地域運営への参画を促進するために、地域運営に取り組むNPO法人や民間団体等の活動を支援します。
特に、集落営農組織や建設業者は、これまでの経済活動に基づくノウハウ等を活かして、地域の課題を解決する新たな担い手として期待されています。そのため、地域課題に対応した新たな事業展開に対して支援を行います。
- “人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウに光を当て、モデル公民館での実証とその広報を通して、地域の再生、コミュニティの再生を目指します。
- 今後、少子高齢化が進展し、地域のマンパワーが低下していく中で、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような意識改革や環境づくりを進めていく必要があります。元気高齢者グループの活動活性化、地域活動を支える高齢者の養成に取り組みます。

中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業 (地域政策課)

様々な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりを中心とした取り組みを積極的に実施する市町村を重点プロジェクト地域として指定し、重点的な予算支援や人的支援を行うとともに、関係部局横断のプロジェクトチームを編成し、総合的に支援します。

県民いきいき活動促進事業 (地域政策課)

地域づくりを実践する民間団体やグループなどが地域課題の解決や地域活性化に取り組む場合に取り組みの立ち上げや、実践的・自立的活動に係る経費を支援します。

しまね協働実践事業 (環境生活総務課)

NPO法人、住民グループ、企業等から県と協働して実施する事業の企画提案を募集し、互いの長所や強みを活かして事業を協働して実施することにより事業の相乗効果を高めるとともに、この事業を契機とする継続的な取り組みにより、地域自治力の醸成を図ります。

新たな共助の仕組みづくり推進事業 (高齢者福祉課)

シマネスクくにびき学園（高齢者大学校）を開講し、地域社会の発展に寄与することのできる高齢者（指導者）の育成をめざして計画的な学習の場を提供します。
いきいきファンドの活用により、元気高齢者グループの活動活性化を支援します。

地域貢献型集落営農組織確保・育成事業 (農業経営課)

農業生産の維持や農地の維持だけでなく、地域の経済・生活・人材の維持などを行う「地域貢献型集落営農組織」の新規設立や既存組織が新たに地域貢献活動に取り組む場合の機能強化・活動を支援します。

農地・水・環境保全向上対策事業 (農村整備課)

農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取り組みと、環境保全に向けた先進的営農活動を総合的に支援します。

建設産業経営革新促進事業 (土木総務課)

市町村等と建設産業が協議会を設置し、連携して地域課題への対応について検討する場合に専門家、アドバイザー等の講師を派遣します。
建設産業が新分野（中山間地域での公共施設の管理、耕作放棄地の耕作、未管理森林の整備、公共交通、福祉等）へ進出するために行う初期調査、販路拡大・事業拡張のための調査や初期投資に対して支援します。

実証！「地域力」醸成プログラム (生涯学習課)

公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ（地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に地域住民を巻き込んでいく仕組み）を、モデル公民館の具体的な活動を通じて実証し、具体的な地域づくりに活かします。

重点施策

2 U I ターンの推進による担い手の確保

取り組みの方向性

- U I ターン希望者への情報提供、農林水産業等の産業体験、県内企業との無料職業紹介など、(財)ふるさと島根定住財団による取り組みを核に総合的な定住支援を展開します。
- 県と市町村やNPO法人、民間団体、企業等が連携して定住・U I ターンを推進する島根県交流・定住推進協議会を中心に、官民一体となった取り組みを強化しU I ターンを促進します。
- 市町村においても、住民や民間団体、企業等と連携し、空家や就業先など、定住U I ターンに関する情報の提供や、相談窓口の設置などに、積極的に取り組むことが必要です。

主要事業の概要

(財)ふるさと島根定住財団事業

(地域政策課)

ふるさと島根定住財団が、総合窓口としてU I ターン希望者への情報提供やU I ターンに関する相談に対応するほか、農林水産業の産業体験やU I ターンして県内での就職を希望する人へ無料職業紹介等を実施します。

島根県交流・定住推進協議会

(地域政策課)

県、市町村、NPO法人、民間団体、企業等で構成する交流・定住の推進体制を構築し、県をあげて交流や定住、U I ターンに取り組めます。

U I ターン者向け住宅情報提供事業

(地域政策課)

県と住宅関係民間団体とが協定を締結し、U I ターン希望者へ住宅情報を提供するほか、相談窓口を設置し、住宅に関する相談に対応します。



3 特に小規模・高齢化した集落の対策

取り組みの方向性

- 小規模・高齢化が極端に進んだため、集落の機能が著しく低下した集落については、住民の生活の維持が最大の課題となります。
- この様な集落の多くは、市町村の周辺地域にあり、生活に必要な病院・診療所や商店等から離れています。また、生活路線バスの路線からはずれていることも多いため、デマンドバスや過疎地有償輸送など新たな交通システムの導入を含めて、生活交通を早急に確保する必要があります。
- また、低下した集落機能の維持・補完は、個別の集落を対象とした取り組みでは解決できないことが多いため、周囲の集落と連携し、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりを進める必要があります。このため、それほど経費を要せずに持続的にサービス提供や共同作業が可能となるシステムを現場において検討します。
- この場合、地域運営をマネジメントする人材や、体験・交流やボランティア等で参画する人材を地域の内外から確保する必要があります。
- さらに、地域外に住む地元出身者にも呼びかけ、様々な支援を求めることも必要です。
- このような取り組みは中山間地域対策の中でも喫緊の課題であり、積極的に取り組む市町村を重点的に支援します。
- こうした取り組みをした上でも、極めて小規模・高齢化した集落の中には、将来的には集落としての機能を失い、やがて消滅する集落も出てくる懸念されます。そこで、集落の歴史や文化・伝統の記録・保存や、農林地の保全・活用のための所有権者の確認などの取り組みも必要です。

主要事業の概要

中山間地域活性化重点施策推進事業

(地域政策課)

様々な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくりや生活交通のあり方を総合的に検討し、地域の実情に応じた新しい交通システムを導入しようとする市町村を支援します。

「ふるさと納税制度」

地域外に住む出身者の支援を求める方法として、市町村において、いわゆる「ふるさと納税制度」を活用することも必要です。

重点テーマ

II

地域に活力を生む 産業の振興

喫緊の課題

- 中山間地域においても、誘致企業の立地や地域産業の活性化により、これまでも多くの雇用の場が創出されてきました。しかし、中山間地域の大部分の地域では、総じて雇用の場が少なく、若年層を中心として人口の流出が続いています。
- 農林水産業は中山間地域の基盤となる産業ですが、米価や木材価格の低迷などにより生産額の減少や就業者数の減少が続いており、厳しい状況となっています。また、これまで地域の産業を担っていた昭和一桁世代から次世代への交代の時期を迎え、担い手の不足が大きな課題となっています。
- 石見銀山など一部の地域では、県内外から多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化に寄与していますが、中山間地域全体としては、豊かな自然や伝統文化、素朴な農山漁村の生活など、中山間地域の資源や魅力を活かし切れていないため、農山漁村での交流や体験を求める都市住民のニーズに十分応えているとは言えません。このため、交流産業としての地域経済への波及効果はまだ小さいものに留まっています。

重点施策

- 1 地域資源を活用した産業の振興
- 2 農林水産業の担い手の確保・育成
- 3 都市との交流産業の振興



重点施策

1

地域資源を活用した産業の振興

取り組みの方向性

- 中山間地域においては、地域固有の生産技術、農林水産物、観光資源と言った地域資源を中山間地域の「強み」として活かした産業の振興が必要です。
- 市町村においては、まず、それぞれの地域で強みとなる地域資源を特定し、それらの地域資源を活用した産業振興のためのビジョンの策定をする必要があります。こうした取り組みを行う市町村に対しては、積極的に支援します。
- 地域内外の企業が行う地域資源を活用した新商品・新サービス等を事業化するための、研究開発、販路開拓などを支援します。研究開発等に際しては、県内外の企業や専門人材、試験研究機関、大学等との産学官連携により推進することが重要であり、その観点に立ち、積極的に取り組みます。
- 消費者ニーズに的確に対応したその地域の特色的な農林水産物づくりを進めます。また、それらを利用した商品開発を行い、ブランド化を進めながら、生産から流通・販売までの一貫した産業化（6次産業化）を推進していきます。
- 付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産といった地域の特性を活かした特色ある農業を推進します。
- 森林施業・経営の集約化など効率的かつ安定的な木材供給体制の整備を図るとともに、事業者間での連携等による柔軟な流通体制の整備を促進します。更には、再生可能で環境への負荷の少ない木質バイオマスの利用を進めることで、森林の循環利用を促進します。
- 中山間地域研究センターは、地域研究部門と農林技術部門が一体となり、他の試験研究機関や企業等とも連携して、地域資源を活用した事業化を促進します。

主要事業の概要

中山間地域対策総合調整事業

(地域政策課)

中山間地域研究センターが、地域の特徴的な農産物や加工品について、生産・加工・販売まで一貫した取り組みを支援します。

地産地消総合推進事業

(ブランド推進課)

地域内で地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりや消費者が地元で採れた農林水産物を地元で消費する愛用運動(「地産地消」)を進め、県産農林水産物の消費拡大を図ります。

県産品の販路拡大事業

(ブランド推進課)

にほんばし島根館の利用や、首都圏等県外消費地の高級小売店等に対する販売促進活動に取り組み、県産品の販路拡大を目指します。

しまね農林水産物輸出関連対策事業

(ブランド推進課)

台湾、上海をはじめとする東アジア等に対する農林水産物の輸出拡大を支援することにより、農林水産物の活性化・地域経済の向上を後押しします。

農林水産振興がんばる地域応援総合事業(農畜産振興課、林業課、森林整備課、水産課)

地域が創意工夫して「売れる農林水産物づくり」や「産地間競争力の強化」等に取り組むことを支援します。

農業においては、環境負荷に配慮した米づくりや園芸の取り組みを支援します。林業においては、高性能林業機械等を活用した効率的な木材生産や乾燥材等の高品質な木材加工体制の整備などの取り組みを支援します。

しまね地域資源産業活性化基金助成事業

(商工政策課)

県内の事業者が地域資源を活用した新商品・新サービスの研究開発・販路開拓などを行う場合、その初期段階の取り組みに対し、島根県商工会連合会に組成した基金による助成や事業化に向けた助言等の支援を行います。

健康食品産業創出プロジェクト

(産業振興課)

自然環境に恵まれ、安全性が高く出雲風土記の時代から薬用植物の宝庫とイメージされている県内素材について産学官が連携して機能性評価を行い、科学的根拠をまず明らかにします。その上で、生産から加工、販売に至る一貫した支援を行い、健康食品産業群の創出を目指します。

重点施策

2 農林水産業の担い手の確保・育成

取り組みの方向性

- 担い手不足に対処するために農業では、認定農業者や農業生産法人などの安定的な担い手の確保を進めるとともに、集落営農組織の育成や農外企業の参入等を推進します。また、ほ場整備を契機として安定的な担い手等を確保するとともに、農地集積を進め、効率的な営農への取り組みを推進します。
- 林業では、森林整備の中心的担い手である森林組合の経営基盤の強化や、事業者が実施する事業の合理化と雇用管理の見直し等を通じて、就労条件の整備を進め、担い手の確保を図ります。
- 水産業では、技術習得研修や資金面でのサポートを通じて新規就業者の確保・育成を図るほか、事業者の安定化を推進することにより担い手の確保・育成を図ります。
- 新たな担い手の確保・育成を図るため、産業体験や新規就業者への就業相談、研修・就業計画作成の支援等により、Uターン者を含めて農林水産業への就業を促進します。



主要事業の概要

ふるさと島根定住財団事業

(地域政策課)

Uターン希望者に対し、県内に円滑に就職できるよう情報提供を行うほか、農林水産業等の産業体験を支援し、Uターンによる農林水産業の担い手確保を進めます。

水田経営所得安定対策

(農業経営課)

意欲と能力のある担い手に対して、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付して、経営の安定化を図ります。

いきいき集落営農推進事業

(農業経営課)

集落営農組織の法人化を進めることにより、水田経営所得安定対策の対象となる経営体として自立できる集落営農組織を育成し、地域における担い手の育成・確保を図ります。

経営発展型担い手確保・育成事業

(農業経営課)

担い手の経営規模拡大、経営多角化、広域連携などに向けた取り組みを支援することにより、地域農業の核となる経営発展型担い手を育成します。

企業参入・連携支援事業

(農業経営課)

地域農業の担い手として、新たな産地づくりを目指す農外企業の農業参入を促進します。

経営体育成基盤整備事業・農業生産法人等育成緊急整備事業

(農村整備課)

効率的かつ安定的な経営体が将来において農業生産の相当部分を担うという農業構造を確立するため、必要となる農業生産基盤及び農村生活環境の整備と経営体の育成を一体的に実施します。

林業就業促進資金制度

(林業課)

林業への円滑な就業を図るため、就業準備に要する経費の負担を軽減するための支援を行います。

林業担い手育成確保対策事業

(林業課)

林業就業者の技術の向上等を図る研修を実施します。

漁業新規就業者確保・育成事業

(水産課)

漁業就業者の定着促進を図るため漁業就業者確保育成センターを活用し、雇用機会の創出を図るとともに、漁業への就業希望者に漁業体験・研修の場を提供することで、新たな担い手の確保・育成を図る。

重点施策

3 都市との交流産業の振興

取り組みの方向性

- 近年、都市住民の中では、中山間地域の優れた地域資源の一つである豊かな自然環境や伝統文化等に触れ、住民との交流を楽しむ新たな旅行スタイルに対するニーズが高まっています。また、都市と中山間地域との交流が一層活発になることにより、都市住民の中山間地域への理解が深まるとともに、地域住民自らが地域の魅力を再発見し、地域に誇りを持つことで、活力ある地域づくりにつながります。これらの点に着目し、各地域で取り組まれている都市住民との交流を総合的な交流産業として育成する必要があります。
- これまで、優れた地域資源を活用し、都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」を推進してきました。その結果、この取り組みに参加する農山漁家や地域グループの輪が広がり、県内外からの来訪者も増加しています。今後は、既存の観光産業等との連携を一層図る必要があります。
- また、農作業等の体験が児童生徒に与える教育上の効果も高く評価され、農林漁家民泊を中心とした修学旅行等の受け入れが行われています。受け皿となる地域の拡大や体験内容などの充実を図ります。
- 女性や高齢者が主体となった農林水産物の直売施設や農家レストラン等の開設を支援します。
- 都市の企業と提携して、地域の魅力を発信するとともに、企業に社会貢献の場を提供するいわゆる「一社一村運動」は、中山間地域と都市住民との交流の一つの形として有効であることから、提携先の発掘などにより、その取り組みを推進します。
- 一方、都市住民のふるさと回帰志向や田舎暮らし志向によりUターンや二地域居住へのニーズが高まっています。地方公共団体と民間企業等が連携し、新たなビジネスとして展開しようとする全国的な動きに、島根県も参画するとともに、県内での推進を図ります。
- 市町村や地域住民、民間企業等、多様な連携による交流産業を展開するため、ネットワークづくりに取り組み、都市部への効果的な情報発信、働きかけを推進します。

主要事業の概要

しまね田舎ツーリズム推進事業

(地域政策課)

農山漁村民泊や体験メニューづくり等について、規制緩和の実施や取り掛かりを支援することにより、民間主体の取り組みを支援します。

島根県交流・定住推進協議会

(地域政策課)

県、市町村、民間団体、企業等が連携して、都市住民との交流や島根への定住を推進する取り組みを推進します。

一社一村しまね

(地域政策課)

市町村等が県外の企業や団体と、対等なパートナーシップのもとに交流を促進し、保養施設の設置（指定）、特産品の購入など経済的な効果を含めた地域振興を図ります。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(地域政策課、農林水産部各課)

農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を創意工夫して促進することにより農山漁村の活性化を図るための取り組みを総合的かつ機動的に支援します。

観光交流ビジネス支援事業

(観光振興課)

地域資源を活用した地元発の旅行企画の商品化支援、それに取り組む人材・組織への支援を行います。



重点テーマ

Ⅲ

日常生活を支える
諸機能の維持

喫緊の課題

- 中山間地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人や物の移動、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にあります。このため、日常生活を支える医療機関・福祉施設・商業店舗・行政機関・金融機関等を効率的に運営することは、都市と比較して困難な状況にあり、これらの日常を支える機関や施設の統廃合や閉鎖が進んでいます。
- 全国的に医師・看護職員の不足が深刻化する中で、中山間地域の医療を支える中核的な病院でさえ医師・看護職員を確保することが困難になっており、地域の医療を確保することが極めて厳しくなっています。
- 子どもの数が少なく、子育て家庭が点在する中山間地域においては、多様な保育ニーズへの対応が難しく、きめ細やかな子育てサポートが受けにくい状況にあります。
- 人口減少により、地域住民のつながりの中で維持されてきた「防犯機能」が低下する一方、今後、高齢化が一層加速することに伴い、住民が各種の犯罪や事故に巻き込まれることが懸念されています。
- 日常生活は元より災害時・緊急時には特に必要となる携帯電話を使用できない地域がいまだに多くあるため、中山間地域の利便性が都市と比べて低くなっています。
- 日常生活の拠点となる地域においても、医療・福祉・商業・行政・金融等の施設や公共交通の乗り場等が分散していることが多く、高齢者等にとっては利便性や効率性に大きな課題があります。
- 生活路線のバスを運営する市町村の財政悪化や、利用者減による事業収支の悪化によって路線が廃止・縮小されており、特に自家用車を運転できない高齢者や学生等のいわゆる交通弱者の通院、買い物、通学などに支障が生じています。

重点施策

1 生活に必要な機能の確保

2 地域生活交通の確保



重点施策

1

生活に必要な機能の確保

取り組みの方向性

- 中山間地域に暮らしていても適切な医療が受けられるように、必要となる診療科目と救急時の医療体制を確保する必要があります。そのために、まず、医師・看護職員を確保することが必要であり、中山間地域の医療機関を中心に、即戦力となる医師を県外等から確保するとともに、将来の担い手となる人材を県内で育成します。併せて女性医療従事者の離職防止や再就業支援にも力を入れ、必要となる医師・看護職員の確保に努めます。
- また、限られた医療資源を有効に活用するためには、医療機関の間で診療機能を分担・連携していくことも重要であることから、各地域での連携体制を構築するとともに、医師ブロック制^{※1}や代診医派遣制度^{※2}などを活用し、地域の医療活動を支援します。
- 安全で安心して暮らせる地域を実現するため、駐在所等の警察施設を拠点として住民の安全を守るための態勢を強化し、警察官によるパトロール等の街頭活動及び地域と連携した防犯活動などの取り組みを推進します。
- 住民の日常生活を支えるため、新たな小売店舗の整備、商業振興のための空き店舗活用、移動販売の実施を支援します。
- 中山間地域においても携帯電話が利用可能となるよう、国の財政支援制度を活用して鉄塔整備を行う市町村を支援するとともに、効果的な事業の組み立てや最新の技術動向、事業者との調整等に関し、市町村への確かな情報提供を行います。
- 結婚して家族を持ち、子どもを育てたいと願う人の希望を実現し、安心して子育てができるよう、中山間地域の実情に配慮しながら、結婚や家庭を持つことを応援する地域づくりや子育てに対する様々な負担や不安の軽減、地域社会全体で子育て世代を支えていく環境づくりを進めます。
- 新たな公共施設の整備や、生活バス路線の見直しなどの交通システムの構築に当たっては、今後のまちづくりを十分に検討し、地域住民の利便性を考慮して、行政・福祉・医療・商業・金融等の機能や公共交通の乗り場等の集約を図っていくことが必要です。こうした取り組みが進むよう支援します。

※1 「医師ブロック制」

拠点となる病院と診療所間の医師の相互交流システム。診療所医師が、週に数日診療所医師が病院で勤務することにより技能の向上等を図り、代わりに診療所では病院医師が専門診療を行い、住民からの要望の高い診療科の診療の確保等を行う。

※2 「代診医派遣制度」

学会、研修等の出席や休暇で医師が一時的に不在となり、地域の医療の確保に支障が生じるような場合に、県立病院の医師を派遣して代わりに診療を行う制度。

主要事業の概要

情報通信格差是正事業 (移動通信用鉄塔施設整備事業) (情報政策課)

携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正するため、過疎地域等において、市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に支援します。

医師確保対策事業 (医療対策課)

県外医師との出張面談を行い即戦力となる医師の確保に努めるとともに、奨学金制度の活用を中心とした人材の養成に取り組み、将来を見据えた医師の確保に努めます。

看護職員確保対策事業 (医療対策課)

就職ガイダンスにより県内就職の促進を図るとともに、医療機関などの離職防止に対する取り組みを支援します。また、進学ガイダンスにより県内養成機関への進学促進を図ります。

医療機能の連携推進 (医療対策課)

各地域で関係者による協議を進め、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病という主要な四疾病と救急医療などについて、医療機関の連携体制を構築します。

子育て環境整備事業 (青少年家庭課)

児童数が少ない地域でも多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て支援を行うため、小規模な民間保育所の運営や特別保育事業、並びに子育て支援センター、放課後児童クラブを支援します。民間団体との協働によるきめ細かな子育て支援サービスが提供されるよう、子育て支援に取り組むNPO法人等の民間団体の育成とネットワーク化を進め、民間団体の活動が少ない地域でのサークル活動の支援や他地域への活動の拡がりを支援します。

ライフプラン応援事業 (青少年家庭課)

ボランティアで独身男女の縁結び活動を行う個人・団体を「島根はっぴいこーでいねーたー (はぴこ)」として登録し、はぴこ同士の情報交換やはぴこが開催する出会いイベントを支援します。

商業活性化重点的支援事業 (経営支援課)

商業機能を確保するとともに地域経済を活性化させるため、店舗や移動販売車の整備など市町村が商業者と協力して取り組む事業について支援します。

中山間地域治安対策事業 (県警本部)

地域の安全・安心センターである駐在所等警察施設の保全整備による機能強化、きめ細かな警らを行うための警察車両の増強配備による機動力の強化などにより、治安維持活動の基盤を強化し、地域の状況に即した効果的な警察活動を推進します。

重点施策

2 地域生活交通の確保

取り組みの方向性

- 日常生活を支える機関や施設が統廃合されたことで、それらの施設を利用するために相当の距離を移動する必要がある地域が増えています。そのため、地域住民にとって主要な交通手段である生活路線のバスが存続できるよう支援します。
- また、利用者の利便性とバス運営の効率性を向上させながら、同時に交通空白地帯を解消するため、デマンド型運送や過疎地有償運送を含む新たな交通システムを構築することが必要です。生活交通のありかたを総合的に検討し、地域の実情に応じた交通システムを導入するため、住民の公共交通への需要に関する調査・分析、地域の実情に応じた運行形態・路線・料金等の設定に係る検討、デマンドバスの運行等に取り組む市町村を支援します。

主要事業の概要

中山間地域活性化重点施策推進事業

(地域政策課)

生活交通のあり方を総合的に検討し、地域の実情に応じた新しい交通システムを導入しようとする市町村に対して、公共交通への需要に関する調査・分析や地域の実情に応じた運行形態・路線・料金等の設定に係る検討等を支援します。

バス路線運行維持事業

(交通対策課)

一定の基準を満たす不採算路線が維持できるよう支援します。

資料

デマンド型運送とは【デマンド = demand = 要求・需要】

決まった時間にバス停に止まる通常の定時定路線バスに対して、運行時間はおよそ決められているものの、乗るためにはあらかじめ電話やファックスなどによる予約が必要です。乗車場所はバス停とは限らず、家の玄関前や近くまで迎えに来てくれる場合もあります。

MERIT (メリット)

- 運行者にとっては予約者がいない場合は運行しないので経費を節約できる
- 利用者にとっては家の近くまで来てもらえる場合がある

過疎地有償運送とは

本来、タクシーのように対価を得て人を輸送する場合は許可が必要となるが、バス・タクシー等による輸送サービスが十分でない過疎地域においては、NPO法人等が手続きを経た上であれば、タクシーとしての許可がなくても運送にかかる実費程度（営利に至らない範囲の金額でタクシーの半額が目安）を受け取って人を運送することが出来るシステム。

MERIT (メリット)

- バス路線やタクシーの営業所がないなど、交通が不便な地域の移動手段を確保できる。
- 交通が不便な地域の住民にとっては安価な料金で利用できる。

重点テーマ

IV

農林地等の地域資源の維持・保全

喫緊の課題

- 中山間地域では、過疎化・高齢化により、農林地や農業用施設等をこれまでどおり適切に保全管理していくことが難しくなっています。このため、耕作放棄地や荒廃森林が急速に拡大しており、中山間地域が持つ国土保全や水源かん養などの機能の維持が困難になりつつあります。
- 所有権者の転出や相続により地域外に住む相続人へ所有権が移転された結果、管理されない農林地や家屋が増えており、景観上や防犯上も大きな課題となっています。
- また、今後、所有者や土地の境界さえもが不明確になる恐れがあります。
- 急増する所有者が不在となっている農林地や家屋について、現在の法制度上の制約などから地域での管理や利用がしにくい状況が生まれています。
- 中山間地域では、イノシシ、サル、クマ及びシカなどの野生動物が出没し、農作物等の被害が深刻となっており、耕作放棄の原因の一つとなっています。

重点施策

1 農林地等の地域資源の維持・保全



重点施策

1

農林地等の地域資源の維持・保全

取り組みの方向性

- 過疎化や高齢化が進行し、農林地や農業用施設等をこれまでどおり適切に保全管理していくことが難しくなっていることから、集落営農組織等の育成や森林管理の長期受委託などを進め、地域の農林地を効率的に維持管理することで、耕作放棄地や荒廃森林の発生を抑制します。
- また、農林業従事者だけでなく、非農家などの地域住民やNPO法人、企業などが一体となった保全管理活動を推進します。
- 農林地や家屋等の地域資源を維持保全し、将来的な活用を図るために、所有権や管理の状況を調査して情報のデータベース化を進め、関係機関・団体等が共有するとともに広く提供する体制をつくります。
- U・Iターン者、参入希望企業等に対して空き家や農地の情報提供を行い、U・Iターンの促進や新たな担い手による利用を図ります。
- 有害鳥獣による被害を防止するため、組織的、広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進します。
- 農地については、将来も農業利用すべきものと、農業利用が難しく農業以外で利用するものに区分し、それぞれの地域の実情に応じた活用を促進します。なお、活用が困難な農地は、適切な手法により自然に戻すことも検討します。
- 現行の法制度では、所有者が不明な場合や所有者の同意を得ることができない場合は、市町村や集落（地域コミュニティ）が、放置された農林地や空き家等を活用することが難しいため、法制度の創設・改正についても調査研究し、国に対して提案します。



主要事業の概要

島根暮らしUIターン支援事業

(地域政策課)

島根県建築住宅センターが市町村と連携して空家のデータベース化を進め、UIターン希望者に情報提供するとともに、住宅関係事業者と協力して相談窓口となり、UIターンの促進と空家の利活用を図ります。

中山間地域等直接支払制度

(農業経営課)

農業生産活動等を通じて耕作放棄地の発生防止に取り組む集落などを支援します。

耕作放棄地利活用活動支援事業

(農業経営課)

集落等を中心とした耕作放棄地を保全する共同活動を支援します。

水と緑の森づくり

(林業課)

〈森づくり推進事業、森づくり・資源活用実践事業、県民再生の森事業〉
公益的機能が失われつつある森林荒廃林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐための取り組みを推進します。

森林整備地域活動支援交付金

(林業課)

森林施業を集約化する際に必要となる「森林情報の収集活動」や森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を支援し、森林の多面的機能の発揮を確保します。

森林管理の長期施業受委託制度

(森林整備課)

森林所有者が、森林の長期管理を森林組合等林業事業体に委託する制度です。
この制度によって、森林が長期かつ計画的に管理されるように、国土と森林機能の保全を促進します。

有害鳥獣被害対策交付金

(森林整備課)

有害鳥獣による農林作物への被害を未然に防止するため、有害鳥獣捕獲、電気柵等の侵入防止、緩衝帯の設置等のほか、放置作物処理等の取り組みを進めるリーダー養成など総合的な対策を推進します。

3 成果指標等の設定と成果の公表

この計画の実効性を確保するため、重点施策毎の成果指標を目標値とし、計画の進行管理を徹底するとともに、施策の成果を県民に公表し、活性化に向けた市町村、地域住民、民間団体等の主体的な取り組みを誘発するよう努めます。

成果指標と目標値は、島根総合発展計画に掲げた成果指標と目標値を用います。

重点テーマⅠ		持続可能な地域社会の仕組みづくり			
重点施策	成果指標	平成19年度(現状)	平成23年度(目標)	総合発展計画	
①多様な主体の参画による、集落を超えた新たな地域運営の仕組みづくり	地域コミュニティの再生に取り組む市町村数	5市町	21市町村	Ⅱ-5	
	地域貢献型集落営農組織数	0組織	200組織	Ⅱ-5	
	NPO法人の認証数	183法人	250法人	Ⅲ-2	
②U・Iターンの推進による担い手の確保	県及び市町村の支援によるU・Iターン者数(4年間)	—	800人	I-5	

重点テーマⅡ		地域に活力を生む産業の振興			
重点施策	成果指標	平成19年度(現状)	平成23年度(目標)	総合発展計画	
①地域資源を活用した産業振興	地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化件数(4年間)	—	12件	I-4	
	農林水産業の産出額	931億円	950億円	I-2	
②農林水産業の担い手の確保・育成	農林水産業の年間新規就業者数	144人	155人	I-2	
	認定農業者数	1,195経営体	1,360経営体	I-2	
	特定農業法人・特定農業団体数	117組織	190組織	I-2	
③都市との交流産業の振興	観光客入り込み延べ数	2,658万人	2,900万人	I-3	
	地元発の観光を進める旅行業者数	8社	20社	I-3	

重点テーマⅢ		日常生活を支える諸機能の維持			
重点施策	成果指標	平成19年度(現状)	平成23年度(目標)	総合発展計画	
①生活に必要な機能の確保	病院勤務医師の充足率	80%	80%台を確保	Ⅱ-3	
	県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	59%	60%以上を確保	Ⅱ-3	
	中山間地域で店舗整備等に取り組む商店の数(年間)	3件	3件	I-1	
	保育所入所児童数	20,148人	21,000人	Ⅱ-4	
	犯罪率	8.2件/千人	7.2件/千人	Ⅱ-1	
②地域生活交通の確保	公共交通機関による日常生活の移動が便利だと思う人の割合	17.6%	20%	Ⅱ-5	

重点テーマⅣ		農林地等の地域資源の維持・保全			
重点施策	成果指標	平成19年度(現状)	平成23年度(目標)	総合発展計画	
①農林地等の地域資源の維持・保全	鳥獣対策集落協議会設置数	0組織	17組織	Ⅱ-5	
	県民協働の森づくり活動年間参加者数	50,296人	72,000人	Ⅱ-3	

第5章

地域特性に応じた 施策展開



中山間地域は県土の約8割を占めており、海岸部や山間部、また市街地や農山漁村部、あるいは人口集積地や小規模高齢化集落のように、地理的・社会的な条件によって、その状況は様々です。

したがって、中山間地域の活性化のためには、中山間地域を一括りにした画一的な施策展開ではなく、それぞれの地域の特性や実情に応じた施策を講じていくことが重要です。

そこで、地域の地理的・社会的条件から地域特性を類型化し、それぞれに応じた活性化策の方向性を示します。

なお、この類型化は、イメージしやすくするために4つに分けたものですが、現実の地域は歴史・文化・経済等の状況が様々であり、いくつかの類型の特性を併せ持った地域や、中間的な地域があります。そのため、実際の施策の実施に当たっては、それぞれの地域特性を分析し、実情に応じてきめ細かく対応することが必要です。

(1) 地域類型

医療や商業機能など日常生活に必要な機能が集積する拠点地域とそれぞれの地域との距離が人口減少や高齢化と大きく関連することから、次の4類型とする

類型Ⅰ

広域的な生活圏の拠点地域とその周辺で、人口も集積している地域

→中山間地域にある市の中心部

類型Ⅱ

日常生活の拠点となる地域とその周辺で、人口がある程度集積している地域

→町村の中心部あるいは旧町村の役場周辺

類型Ⅲ

日常生活の拠点から遠く、人口の減少・高齢化が進行している地域

→市町村の周辺部にある地域

類型Ⅳ

特に小規模・高齢化した集落

→類型Ⅲの地域にある集落の中でも特に条件の厳しい集落

(2) 類型ごとの特性と施策の方向

類型 I

特性

医療・商業などの生活機能や、生活基盤が整備されており、広域生活圏にある他の地域を支える役割が期待される地域。

施策の方向

都市機能の充実と近郊田園地域の一体的整備を図り、都市的な生活と農山漁村での生活の両方を満たす地域として内外にPRし、定住を促進。
地域産業の振興や企業誘致により、通勤圏内にある地域の雇用の受け皿を創出。
広域的な生活拠点として、医療、商業等の機能の充実。
周辺地域との基幹的な生活交通の確保。

類型 II

特性

一定の生活機能を有しており、人口減少は進んでいるが、担い手となる世代が残っている地域。
類型Ⅲ、Ⅳの地域を支える役割が期待される。

施策の方向

類型Ⅰの地域との間での基幹的な生活交通を確保。
類型Ⅲの地域を含む広域的な生活交通の確保。
生活機能の維持による生活環境の整備。
交流産業や地域資源を活用した産業振興、農林水産業の活性化。
Uターン推進による担い手の確保。

類型 III

特性

人口減少・高齢化が進み、集落の機能が低下している地域。
類型Ⅰ、Ⅱの地域との連携により地域を維持する必要がある。

施策の方向

集落を超えたコミュニティづくりによる地域の維持。
拠点集落と周辺地域との間の生活交通の確保等による生活機能の維持・確保。
農林地の保全。
伝統文化、風習等の記録、伝承。
田舎ツーリズムなど高齢者でもできる産業興し。
Uターン推進による担い手の確保。

類型 IV

特性

類型Ⅲの地域に含まれるが、特に小規模・高齢化し、何も対策を講じなければ将来的には存続さえも危ぶまれる集落。

施策の方向

住民生活の維持のための取り組みを優先。
将来的に集落が消滅することもあり得ることを前提とした施策が必要。
集落を超えたコミュニティづくりによる地域の維持。
生活交通等生活機能の維持・確保。
農林地の保全。
伝統文化、風習等の記録、伝承。

地域の代表的な施設等

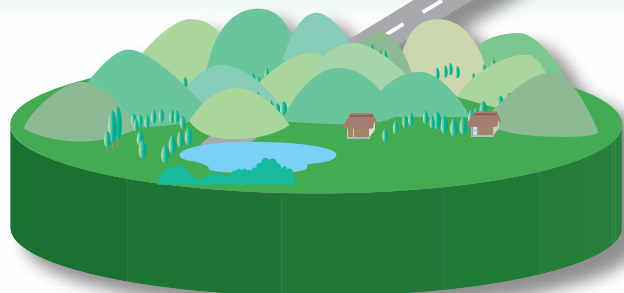


- 市役所
- 病院
- 高等学校
- 大企業の工場・支店
- 警察署・交番
- ショッピングセンター

- 町村役場
- 市役所の支所
- 診療所
- 中学校
- 工場
- 交番・駐在所
- スーパー
- 金融機関



- 農地（大・中）
- 個人商店
- 小学校
- 駐在所



- 農地（小）

第6章

計画の推進体制



1 推進体制

(1) 横断的推進体制

中山間地域の課題は多様であり、それを担当する県の組織も多岐にわたっていることから、関係部局の横断的連携の下に、各部主管課長や中山間地域研究センターなどの関係機関をメンバーとする「島根県中山間地域対策推進会議」を設置し、この計画による取り組みと県の総合発展計画との総合調整や、重点的に推進すべき施策についての検討、調整を図り、中山間地域施策を効果的、総合的に推進します。

(2) 中山間地域問題の研究や地域づくりの支援

中山間地域研究センターの地域研究部門、農業技術部門が一体となり、大学や他の研究機関と協力しながら、中山間地域が抱える課題解決や公益的機能の保全、地域資源を活用した産業の振興を図るための総合的な調査・研究を推進します。

また、中山間地域研究センターの調査・研究成果の提供や、市町村の施策立案への参画等により、市町村や地域を支援します。

(3) 他県との連携

中山間地域問題は個別の地方自治体の取り組みだけでは解決が困難な課題でもあることから、本県と同様な課題を抱える他県との連携が不可欠です。

そのため、中国地方知事会に「中国地方中山間地域振興協議会」を設置し、中国地方の中山間地域が共有する問題について調査・研究を行い、その成果を活かして、国に対して新たな施策構築等について提案や要請を行っていきます。

また、県境を接する地域を中心として、隣接する県とも連携して広域的な中山間地域活性化対策に取り組みます。



統計上の数値の扱いについて

- 「資料1 中山間地域の現状」では、島根県の中山間地域のデータを掲載していますが、統計資料から正確なデータを抽出することができない場合があります。
- 可能な限り正確に中山間地域の状況を把握するため、統計ごとに最適な方法によって「中山間地域」のデータとして集計しています。集計方法は下記の3つのタイプに分類されます。
 - タイプA …… 「島根県中山間地域活性化基本条例」に基づく中山間地域全体で集計
 - タイプB …… 辺地を除く中山間地域で集計
 - タイプC …… 平成16年9月30日における市町村（市町村数59）のうち、全体が中山間地域であった市町村（市町村数44）で集計

資料1

中山間地域の現状

■ 中山間地域の概況

- 島根県の人口の約40%が中山間地域で暮らしています。
- 島根県の面積の約85%が中山間地域です。
- 島根県の森林の約90%、島根県の経営耕地面積の約60%が中山間地域にあります。

中山間地域の概況（平成17年）

区分 (単位)	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	高齢者比率 (%)	林野面積 (km ²)	林野率 (%)	経営耕地面積 (km ²)
県全体 (都道府県順位)	742,223 (46)	6,707.52 (19)	111 (44)	27.1% (1)	5,283.82 (15)	78.8% (3)	291.60 (35)
中山間地域 (比率)	291,802 (39.3%)	5,638.49 (84.1%)	52 -	33.4% -	4,817.25 (91.2%)	85.4% -	168.05 (57.6%)
非中山間地域 (比率)	450,421 (60.7%)	1,069.03 (15.9%)	421 -	23.0% -	466.57 (8.8%)	43.6% -	123.55 (42.4%)

資料：平成17年 国勢調査 及び2005年農林業センサスより作成
中山間地域の集計方法：タイプB ※下記 備考参照

■ 公益的機能

公益的機能は私たちが気付かないうちに享受しているものも多くあることや、経済的価値で評価することもないため、その重要性を理解しにくいところがあります。

そこで、公益的機能の価値を一定の基準により評価してみると、その大きさが実感しやすくなります。

	代表的な機能	評価額
農業・農村	洪水防止、水源かん養、自然環境保全、景観保全、保健休養	1,642億円/年 ^{※1} （島根県）
森林	水源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、大気保全、保健休養	1兆5,849億円/年 ^{※2} （島根県）

※1：島根県の農業・農村が果たす公益的機能の評価調査（H7.3月 地域システム研究所）の評価の手法を用いて算定した数値

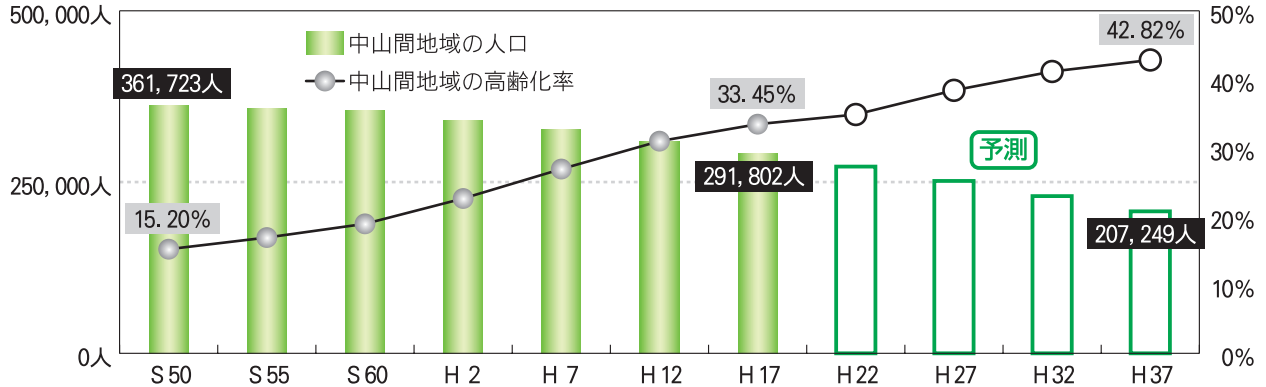
※2：平成14年3月公表（林業管理課）

島根県の一年間の一般会計予算が5,000億円余りであることから、公益的機能の価値の大きさがわかります。

■ 人口・高齢化率の推移

- 中山間地域の人口は年々減少し、高齢化率は年々上昇しています。
- 人口減少・高齢化の傾向は今後も続く予想されます。

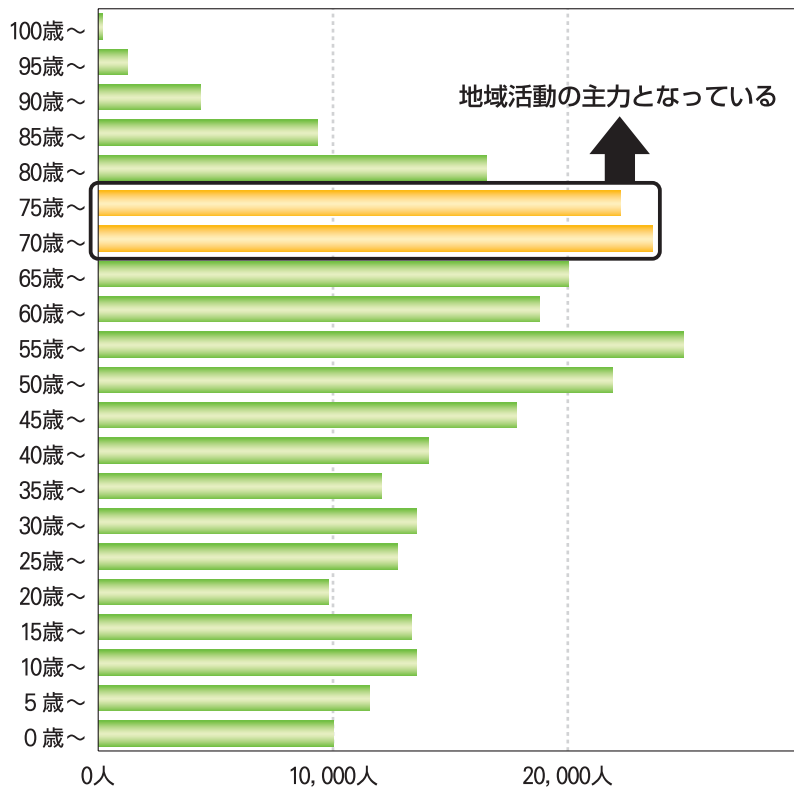
中山間地域の人口・高齢化率予測の推移と予測



資料：国勢調査より作成。平成22年以降は平成12年及び17年調査を基にコーホート法により予測
中山間地域の集計方法：タイプB

■ 年齢構成

中山間地域の年齢構成（平成17年）



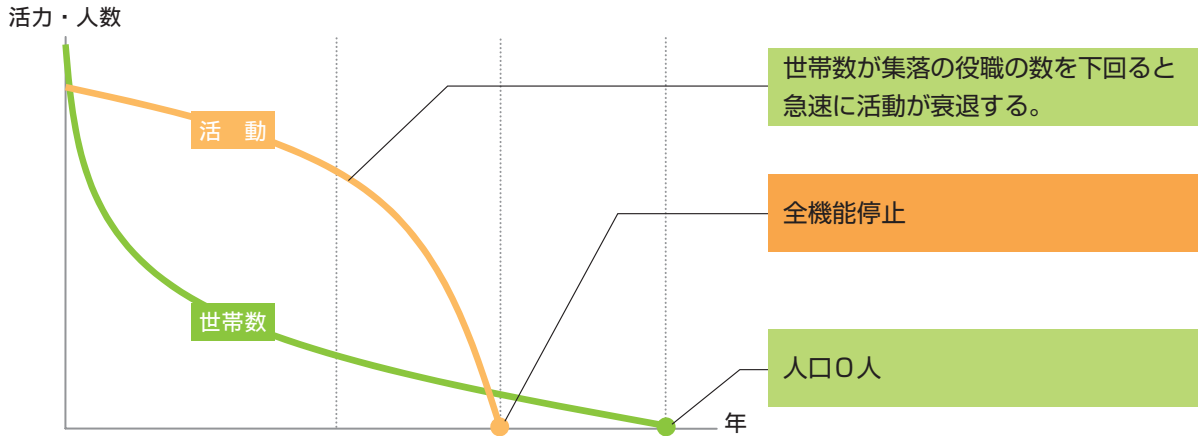
- 年齢構成では、50歳代と70歳代が他の世代と比べて多くなっています。
- 現在、70歳代は農業や集落活動などの主力を担っており、円滑に世代交代が行われないと、中山間地域の活力が急速に失われる恐れがあります。

資料：平成17年 国勢調査より作成
中山間地域の集計方法：タイプB

■ 集落活動

- 島根県中山間地域研究センターの研究によれば、集落の世帯数が役職（自治会長、会計、美化委員など）の数を下回ると、急速に活動が衰退します。
- 集落の役職の数はおおむね15程度と考えられます。

集落活動と世帯数の相関関係



資料：中山間地域研究センター作成

■ 小規模高齢化集落

- 「戸数が少なく、高齢化率が高い」集落^{※1}は中山間地域の全集落の約11%あります。

※1・・・高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下

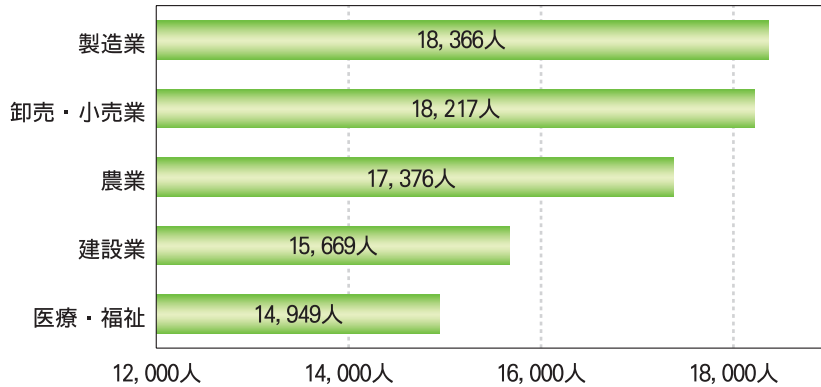
高齢化率と戸数の状況（平成16年）

高齢化率	高齢化率70%以上かつ 世帯数9戸以下67集落 (1.91%)				高齢化率50%以上かつ 世帯数19戸以下401集落 (11.45%)						合計
	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	
90%	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0
80%	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	0
70%	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	0
60%	12	41	34	21	7	3	2	1	1	4	
50%	7	58	72	64	41	21	20	5	4	13	
40%	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	
30%	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	
20%	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	
10%	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	
0%	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	
(戸数)	~4戸	~9戸	~14戸	~19戸	~24戸	~29戸	~34戸	~39戸	~44戸	45戸~	3,503

資料：中山間地域研究センター作成
中山間地域の集計方法：タイプA

産業別就業者数・農業産出額

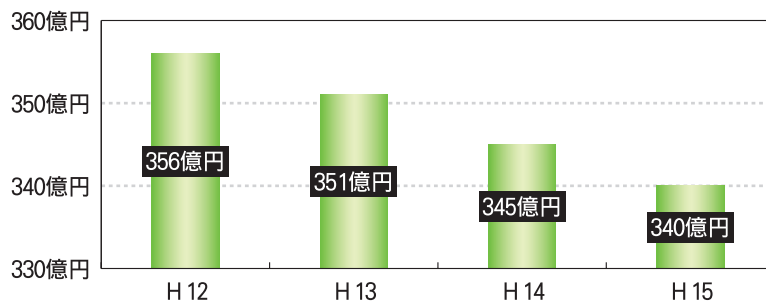
産業別就業者数上位5業種



●中山間地域では、製造業、卸売・小売業、農業の就業者が多くなっています。

資料：平成17年国勢調査 より作成
中山間地域の集計方法：タイプC

農業産出額の推移



●農業産出額は年々減少しています。

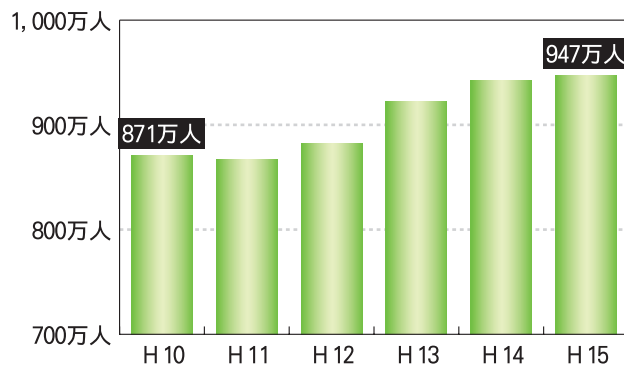
資料：生産農業所得統計 より作成
中山間地域の集計方法：タイプC

観光客数

●近年、人々の自然志向の高まりや観光・交流施設等の充実に伴い、観光入込み客数が着実に増加しています。

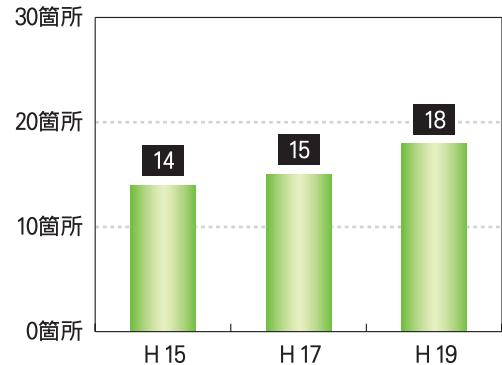
●道の駅のように、中山間地域の資源を活用した交流の拠点となる施設の整備が進んでいます。

中山間地域の観光入込み客数の推移



資料：島根県観光動態調査 より作成
中山間地域の集計方法：タイプC

中山間地域の道の駅

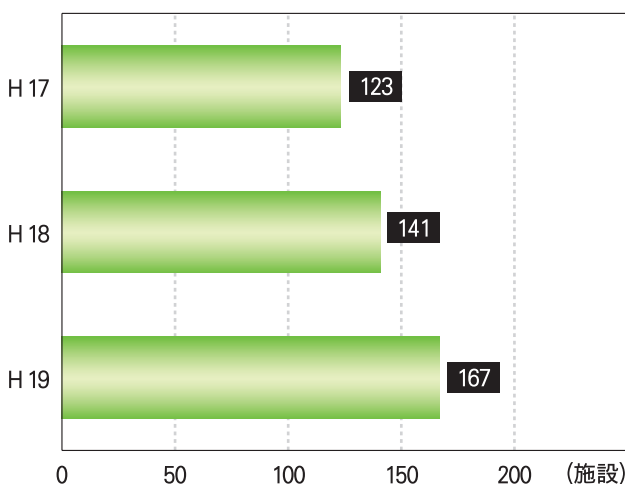


資料：島根県地域政策課 調べ
中山間地域の集計方法：タイプC

■ しまね田舎ツーリズム

- 島根県では、豊かな自然・歴史・風土・文化に触れて地域の人たちの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズムやエコツーリズムなどを総称し、「しまね田舎ツーリズム」として推進しています。

しまね田舎ツーリズムの施設数



資料：島根県地域政策課 調べ
調査対象：島根県全体

- 島根県では、一定の条件^{※1}を遵守してもらうことで、旅館業法・食品衛生法の許可を不要とし、農林漁家が民泊を気軽に始めることを可能にしています。しまね田舎ツーリズムを実践する施設数は着実に増加しています。

※1…一定の条件の主なものについては以下のとおり
 ・しまね田舎ツーリズム推進協議協議会へ加入
 ・衛生講習会への参加
 ・宿泊料を徴収しない
 ・食事は共同調理とする など

■ U I ターン

(財)ふるさと島根定住財団では、島根県へのU I ターンを考える人への情報提供や様々な支援事業を実施しています。代表的なU I ターンの取り組みとしては、産業体験事業や無料職業紹介事業があります。

産業体験事業の状況

産業体験事業とは、県内で農林水産業等の産業体験を行う場合に滞在に要する経費を助成するもので、平成8年から実施しています。

■体験修了者数	1,101人
■うち 定着者人数	525人
■定着率	47.7%

資料：地域政策課 作成（平成19年10月現在）
調査対象地域：島根県全体

無料職業紹介事業の状況

無料職業紹介事業とは、U I ターン就職を考える県外の方と島根県内の企業とを仲介するもので、平成18年から実施しています。

■紹介状発行件数	177件
■就職決定者数	132人

資料：地域政策課 作成（平成19年10月現在）
調査対象地域：島根県全体

■ 日常生活に必要な諸施設数

●日常生活に必要な施設である小売店舗や事業所等が減少しています。

小売店舗数の推移

小 売 業	H9	H16
織物・衣服・身の回り品	457	363
呉服・服地・寝具	101	75
靴・履物	48	35
各種食料品	453	262
酒	529	416
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器	72	46
医薬品・化粧品	188	164
農耕用品	120	81
燃料	300	272
書籍・文房具	246	228
時計・眼鏡・光学機械	50	44

資料：商業統計調査 より作成
中山間地域の集計方法：タイプC

(単位：箇所)

事業所数の推移

事 業 所	H13	H16
金融・保険業	200	191
飲食店・宿泊業	1,429	1,355
教育・学習支援業	298	286

資料：事業所・企業統計調査より作成
中山間地域の集計方法：タイプC

(単位：箇所)

■ 医師数・看護職員数

圏域別 医師数の状況 (H18)

圏 域	医 師 人口1万人に対する医師数
松 江 圏 域	24.7人
出 雲 圏 域	42.5人
雲 南 圏 域	13.8人
大 田 圏 域	18.5人
浜 田 圏 域	19.9人
益 田 圏 域	22.1人
隠 岐 圏 域	16.4人
島 根 県	26.3人
全 国	21.8人

備考：全国を下回る値は赤色で表示

資料：平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査

●全国的に医師の偏在が問題となっており、人口1万人当たりの医師数では、雲南圏域、大田圏域、浜田圏域、隠岐圏域が全国を下回っています。

■ 携帯電話不感地域

- 携帯電話不感地域とは、携帯電話サービスが1社も提供されていない地域のことです。
- 中山間地域では少なくとも2万8千人程度が携帯電話不感地域に居住しています。

中山間地域と非中山間地域の携帯電話不感地域の状況の比較

	携帯電話不感地域		全人口(B)	(A)÷(B) 〔単位：％〕
	世帯数	人口(A)		
中山間	9,905	28,514	291,802	9.8%
非中山間	386	1,185	450,421	0.3%
県全体	10,291	29,699	742,223	4.0%

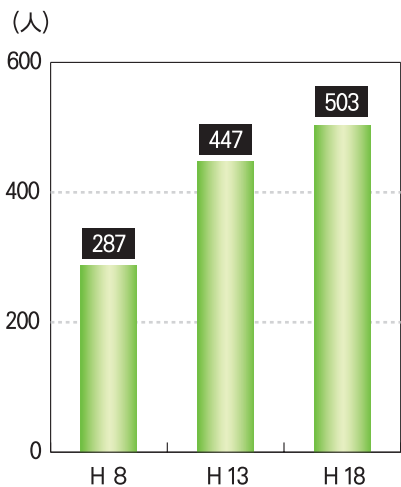
中山間地域の集計方法：タイプB
 世帯数、人口(A) … 平成18年12月
 島根県 情報政策課 調べ
 全人口(B) … 平成17年 国政調査 より

備考：調査に含まれていない地域があります。
 資料：平成17年 島根県 情報政策課 調べ

■ 農業の担い手

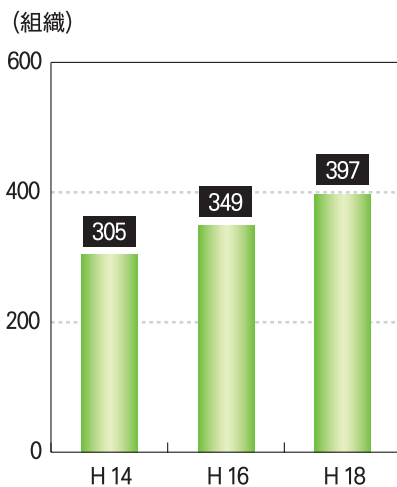
- 様々な農業の担い手が着実に増加しています。

認定農業者数の推移



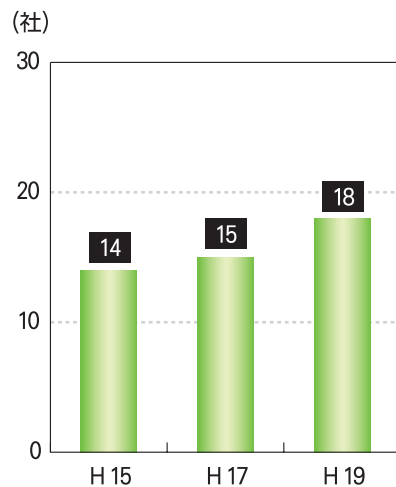
資料：島根県農業経営課 調べ
 中山間地域の集計方法：タイプC

集落営農組織数の推移



資料：島根県農業経営課 調べ
 中山間地域の集計方法：タイプC

農外企業参入数の推移

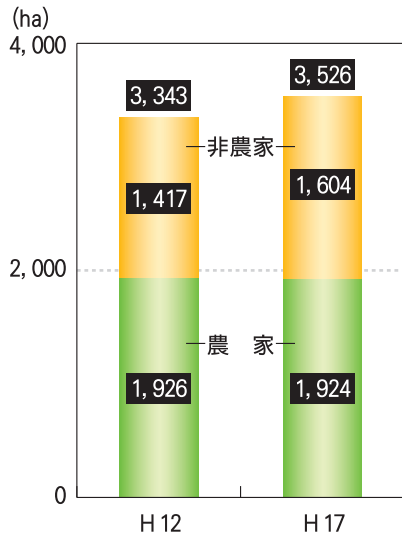


資料：島根県農業経営課 調べ
 中山間地域の集計方法：タイプC

農林地保全の状況

- 耕作放棄地が増加しています。
- 被害を受ける作物の75%が水稻、被害を与える鳥獣の63%がイノシシとなっています。

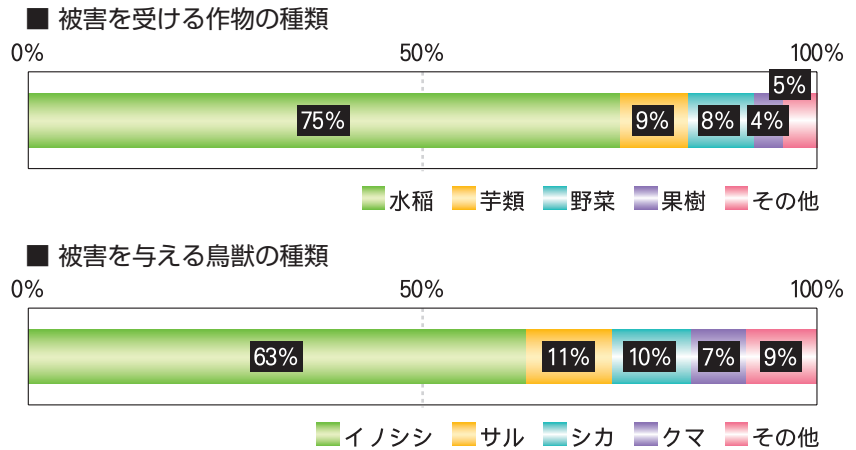
耕作放棄地面積



資料：農林業センサスより作成
中山間地域の集計方法：タイプC

鳥獣被害

平成18年 被害総額：63,084千円

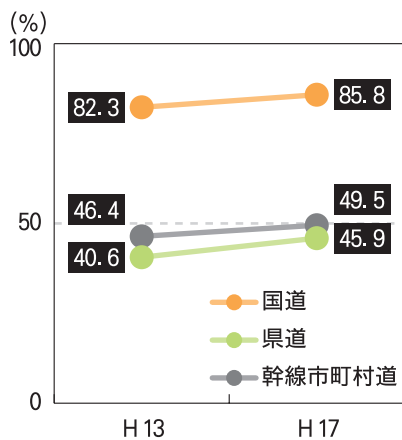


資料：島根県 鳥獣対策室 調べ
対象地域：島根県全域

産業・暮らしの基盤

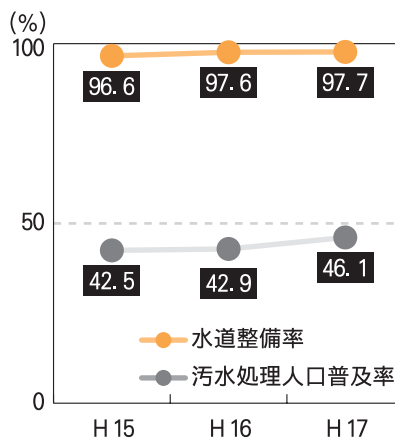
- 道路や上下水道等の整備が着実に進んでおり、今後も計画的に実施する必要があります。
- FTTHのような超高速ブロードバンドの環境を整備する必要があります。

道路改良



資料：島根県道路維持課 調べ
中山間地域の集計方法：タイプC

上水道・下水道



資料：島根の水道より作成 及び
島根県下水道推進課 調べ
中山間地域の集計方法：タイプC

ブロードバンド

超高速ブロードバンド^{*1}が一部でも提供されている中山間地域の旧市町村（平成16年9月当時の市町村）の区域

※1…FTTH等おおむね30Mbps以上

2市町村 / 44市町村

（平成18年末調査）

資料：島根県地域政策課 調べ
中山間地域の集計方法：タイプC

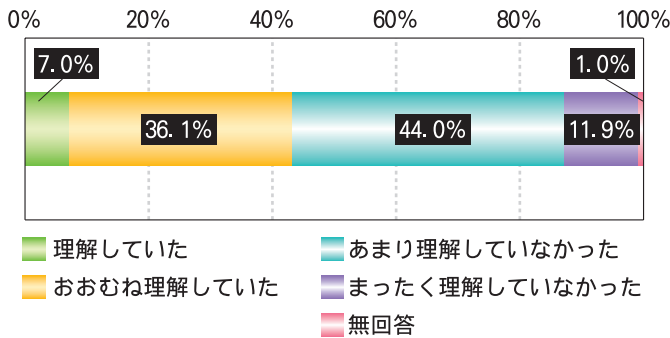
■ 中山間地域に対する意識（理解度）

- 4割を超える人が、中山間地域を理解していた（「おおむね理解していた」を含む）と回答しています。

中山間地域に対する理解

問：あなたは次に記述した「中山間地域」について、どの程度ご存知でしたか。

■ 集計結果



資料：平成19年 県政世論調査
調査実施地域：島根県全域

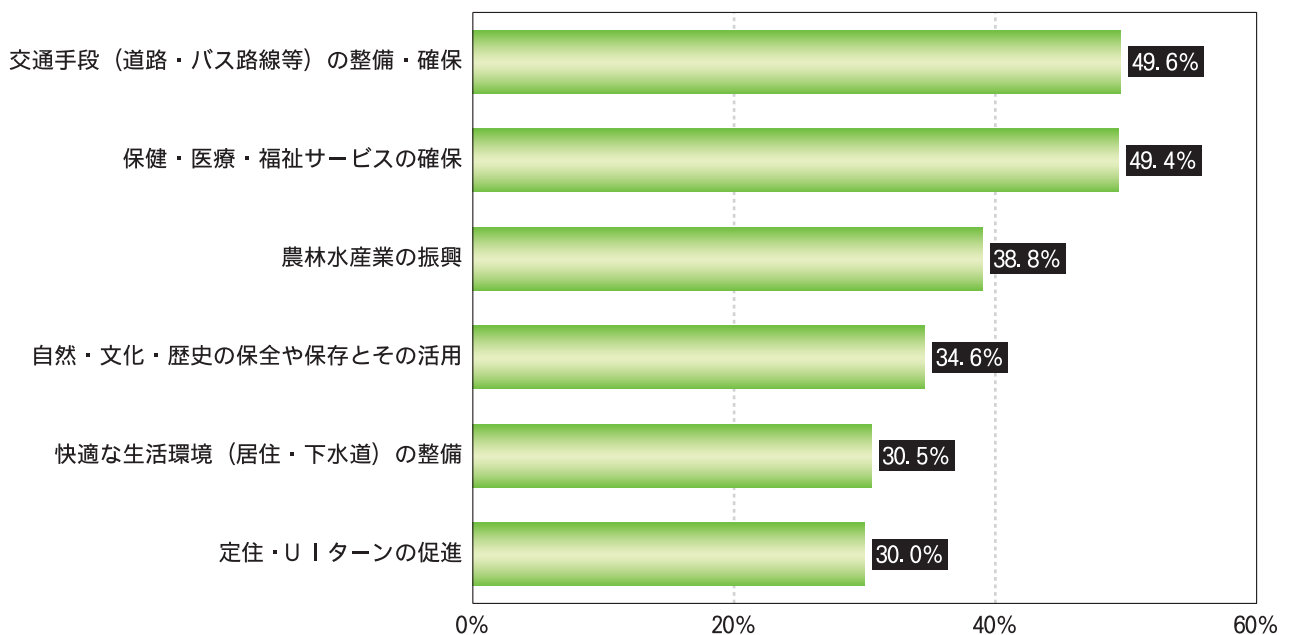
一般的に「中山間地域」は、都市から離れた農山漁村や山林の地域で、多面的な機能やかけがえのない魅力を有しています。

例としては、洪水や土砂の流出を防ぐ「国土保全機能」、生物を育み、水を浄化する「環境保全機能」、おいしい農産物を生産する「食料供給機能」、古くから伝わる祭礼、行事、風習などの「伝統文化」、四季折々に多彩な姿で人々の心を癒す「自然景観」などがあります。

今後は、グリーンツーリズムによる教育の場や、バイオマスエネルギーの供給源としての活用も期待されています。いずれも私たちの生活を支え、豊かにするものです。

■ 中山間地域に対する意識（対策）

- 「交通手段の整備確保」、「保健・医療・福祉サービスの確保」に対する希望が特に高くなっています。



資料：平成19年 県政世論調査
調査実施地域：島根県全域

（1人3項目まで回答可としている。）

島根県中山間地域活性化基本条例

(平成十一年三月十二日 島根県条例第二十四号)

豊かな自然と文化資源に恵まれたわたしたちのふるさと島根県において、中山間地域は県土の大部分を占めており、地域住民の生活の場として重要な位置を占めているのみならず、土砂流出や洪水の防止、水資源涵養等の国土保全機能や大気の浄化等の環境保全機能など、県民生活を営む上で多面的かつ重要な機能を担っている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少が続き、急速に高齢化が進行している。今や中山間地域の有する公益的機能の維持保全はもとより、その一部には地域社会の維持存続さえも危ぶまれる事態も生じている。

わたしたちは、このような厳しい状況を克服し、誇りの持てる地域づくり、魅力ある雇用の場づくり、住みよい環境づくり、環境・資源の維持保全を実現して、豊かで住みよい中山間地域を形成することが、本県の均衡ある発展と県勢の振興を図る上において不可欠であると認識し、中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、中山間地域の活性化に向けて最大限の努力を払うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。

(中山間地域)

第二条 この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であって、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域をいう。

(公益的機能の理解及び維持増進)

第三条 県民は、農林水産物の供給、豊かな自然環境の提供、水資源涵養、洪水防止等の国土保全、大気の浄化等の環境保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域の有する公益的機能を正しく理解し、その維持増進に努めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、中山間地域の活性化を図るための計画を策定し、これに基づく総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 中山間地域を有する市町村は、当該市町村の自然的社会的諸条件に応じた中山間地域の活

活性化に関する総合的な施策を策定し、計画的にこれを実施するものとする。

(報告)

第六条 知事は、中山間地域の活性化に関して講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(政策形成機能の発揮)

第七条 県は、中山間地域が抱える社会経済的問題及び中山間地域における農林水産業の生産振興に関する調査研究を行うための機能を整備し、関係市町村、関係団体及び地域住民が、自主的に課題の解決に取り組むために必要な情報提供を行うとともに、県自らが広域的観点から中山間地域の活性化に資する政策の形成に取り組むものとする。

(定住環境の整備)

第八条 県は、中山間地域における定住環境の整備を図るため、関係市町村と協力し、道路、下水道等の社会生活基盤の整備その他の生活基盤の整備についての必要な施策を講ずるものとする。

(活力ある中山間地域の創造)

第九条 県は、活力ある中山間地域の創造に資するため、関係市町村と協力し、農林水産業の振興、総合的な保健・医療・福祉施策の推進、商工業の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域に対する支援)

第十条 県は、中山間地域の地域資源の活用、農地の保全その他の中山間地域の公益的機能の維持増進を図るため、中山間地域の活性化を図る事業に対して積極的な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、中山間地域の活性化に関する施策を推進するため、基金の積立て等必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

○島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

平成11年3月30日

島根県規則第22号

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則をここに公布する。

島根県中山間地域活性化基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中山間地域)

第2条 条例第2条の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同項に規定する過疎地域であった区域
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

2 前項に定める区域のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする。

(平16規則66・全改)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第71号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

これまでの中山間地域対策

1. これまでの経緯

- | | |
|---------|--|
| 平成 8年2月 | 「島根県中山間地域活性化基本構想」を策定 [~H22年度] |
| 平成11年2月 | 議員提案により「島根県中山間地域活性化条例」を制定
「中山間地域活性化基金」を設置 |
| 平成13年2月 | 「島根県中山間地域活性化計画」を策定 [H13年度~H16年度] |
| 平成17年3月 | 「島根県中山間地域活性化計画」を3年間延長 [~H19年度] |

2. 主要事業

- (1) 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業** [H11年度~H13年度]
住民自らの話し合いに基づき「活性化プラン」を策定し、集落の維持・活性化に向けて自主的に取り組む集落を支援しました。(次ページ参照)
対象集落数：1,374 (集落要件：高齢化率35%以上)
- (2) 中山間地域元気な集落づくり事業** [H14年度~H15年度]
高齢化が進行しつつある集落の維持・活性化に向けた基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定し、集落等が行う取り組みを支援するため、「中山間地域集落活性化基金」を設置する市町村を支援しました。
設置市町村：31市町村(市町村基金の総額：840百万円)
- (3) 中山間地域リーディング事業** [H17年度~]
中山間地域が抱えている諸課題のうち、早急に対応すべきテーマである「地域資源を活用した産業振興」と「コミュニティの形成」について、主体的・先導的な取り組みを実施している市町村をリーディング地域として指定し、県職員が駐在するなど地域や市町村と一体となりながら、必要とされる施策を各部局連携のもと、柔軟かつ機動的に実施しています。(次ページ参照)
指定地域：益田市匹見町、海士町、美郷町、飯南町、川本町、吉賀町

3. 島根県中山間地域研究センター

平成10年4月に開設した中山間地域を対象とする全国初の研究機関であり、中山間地域の振興施策の調査研究や地域づくりの支援、農林水産業が一体となった複合的技術研究など、中山間地域の振興策に総合的に取り組んでいます。

中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業の取り組み状況

1 圏域別取り組み状況

総事務所等	事業対象集落総数	取り組み市町村数	策定集落数	プラン総数	対象集落			策定率
					単独	共同	非対象共同	
松江	60	6	60	54	50	3	1	100.0
木次	166	9	164	148	119	6	23	98.8
出雲	75	7	75	50	35	3	12	100.0
川本	496	10	494	400	333	27	40	99.6
浜田	249	6	249	156	113	18	25	100.0
益田	278	7	272	205	160	20	25	97.8
隠岐	50	7	50	49	48	1	0	100.0
合計	1,374	52	1,364	1,062	858	78	126	99.3

2 分野別取り組み事例

産業興しの取り組み	249プラン
文化振興的な取り組み	450プラン
環境保全的な取り組み	593プラン
健康・福祉的な取り組み	145プラン
交流をテーマとした取り組み	213プラン

中山間地域リーディング事業の概要

指定地域	事業実績概要
益田市旧匹見町 (H17～19)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・「匹見わさび」の再興 ・広高山の田畑造成 9.6ha ・新規参入のための「わさびカレッジ」開講 ・増産分の対応→加工施設整備、大手業者への働きかけ ・販路開拓、拡大（商談会、飲食店モニター販売等） ○地域資源を活用したグリーンツーリズムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の拡大（萩の舎、写真コンテスト、美濃地屋敷イベント） ・ひきみ学舎による観光客受け入れ、ネットワーク組織構築 ○交流結節点の整備に併せた交通・物流システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交通対策 デマンド式バスの稼働（H19～） 路線バスが通っていなかった奥の集落への運行拡大、 ・道川地区の交流・交通・物流結節点の効率的整備 ○定住対策 <ul style="list-style-type: none"> ・情報誌発行、定住アンケート、空き家バンク、空き家情報HP
美郷町 (H17～19)	<ul style="list-style-type: none"> ○田舎ツーリズムの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・教育グリーンツーリズムの受け入れ実施（比之宮、都賀、長藤地域） ・美郷町田舎丸ごと体験推進協議会の設立（21戸） ・銀山街道ガイド養成講座開講、護る会発足とガイド部会設置 ・銀山街道マップ、説明板、看板の設置 ○地域特産品の開発と振興 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人「有機の美郷」設立(H17.5)、大麦若葉生産開始 ・おおち「山くじら」（イノシシ肉）の特産品展開 町内2カ所で食肉販売業取得、精肉販売開始 県外卸会社との契約・販売開始、加工品の販売 衛生マニュアル、パンフ作成、HP作成 ○集落コミュニティの再生 <ul style="list-style-type: none"> ・粕淵商店街の活性化 空き店舗を利用した交流拠点施設「わいわいサロン」設置 ・地域コミュニティ計画の策定（13自治会） ・地域リーダー養成「元気塾」の開催 ・定住促進のための「田舎暮らしコーディネーター」を配置 ・空き家情報を町HPで公開

<p>海士町 (H17~19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○CASシステムを活用した産業創出 <ul style="list-style-type: none"> ・イワガキ、白いか、真鯛のオリジナル商品化と総菜等の加工品開発 ・販路開拓：外食チェーン店、百貨店、通信販売、スーパーマーケット 上海への輸出開始(H19.7月) ○海士の塩からの産品づくり <ul style="list-style-type: none"> ・塩精製施設(御塩海士司所)の整備 ・販路開拓：町内直売所、ホテル ・塩を利用した加工品(梅干し等)の商品化 ○隠岐牛ブランド化 <ul style="list-style-type: none"> ・農外企業参入による畜産業の展開 ・隠岐牛のブランド化による販売促進 ・H18.3.27 初出荷、H18.10月から10頭出荷
<p>飯南町 (H19~20)</p>	<p>飯南町生命産業創造事業 ～小さな田舎からの『生命地域』宣言～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林セラピーツアー実践プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピーと、食事・温泉・宿泊等による「森林セラピーツアー」の展開、及び交流人口の拡大。 ○健康食品開発プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマトイモの普及啓発及び販売促進と高付加価値化 ・薬草木の特産品化等による新産業の育成、森林セラピーとの連携 ○里山コミッション(推進組織)の育成
<p>川本町 (H19~20)</p>	<p>地域資源を活用した“健康”による活性化プラン ～かわもと“夢と元気”創造プロジェクトの推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かわもと健康ツーリズムの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康の付加価値をプラスしたツーリズムプログラムの提供(温泉・音楽療法、森林浴、薬膳料理等) ・食と農をテーマとした田舎暮らし体験(エゴマ収穫とエゴマ料理体験等) ○道の駅を拠点とした情報発信機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力の食メニューの開発、販売促進 ・加工グループの育成と産直市の充実 ○24時間安心・安全な「医・食・住」の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・公有遊休施設を活用した医療機関との連携による健康産業の創出 ・エゴマの機能性研究と生産、販路拡大 ・多機能型総合給食加工施設の検討 ・「医・食・住」を結びつける地域交通システムの導入

<p>吉 賀 町 (H19~20)</p>	<p>自然回帰劇場の創出 ～吉賀スタイルの“お裾分け”～ 有機農産物と都市農村交流の一体的推進</p> <p>○農林畜産業の創生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心、安全な農産物づくりの推進 ・耕作放棄地の利用促進 ・手づくり、技の継承 ・地産池消の推進 ・流通の拡大 ・特産品の開発 ・農業公社の事業拡大 <p>○定住・都市農村交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村の交流の促進 農業体験施設、中長期滞在施設の整備、体験交流プログラムの開発、 一社一村運動の推進 など ・Uターン促進 新規就農支援システムの開発、空き家バンクの充実、官民一体となっ た定住支援組織の設立 <p>○人づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核プレイヤーの育成 ・地域の機運醸成
---------------------------	--

島根県
中山間地域活性化計画

平成20年度(2008)－平成23年度(2011)